

「支援のための連携に関する検討会」において検討すべき論点の整理表

内閣府犯罪被害者等施策推進室

検討のための会の目的 (第4 1.(3)の規定)		論 点	基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針	
< 1 >	各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、	既存の連携・協力の枠組みにはどのようなものがあり、それらを活用してネットワーキングを強化する方策が考えられるか	基本計画中の規定	警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【第4 1.(5)】 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。【警察庁】	・行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。	<u>連携調査及び海外実態調査に基づき、現状の連携状況を把握するとともに、連携に必要な新たな機関・団体を洗い出し、現状では連携が不十分な部分を補い、かつ、新たな機関・団体との連携の在り方を検討する。</u>	
				被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の強化【第4 1.(6)】 警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携が図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。【警察庁】	・国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。 ・支援団体と福祉機関、医療機関などとの連携による長期的支援が必要ではないか。		
				検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実【第4 1.(12)】 法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。【法務省】 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【第4 1.(13)】 法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等の一層分かりやすい提供や、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、必要な情報が提供できるよう努めていく。【法務省】 日本司法支援センターによる支援【第4 1.(27)ウ】 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。【法務省】	・被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等） ・国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。 ・行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。 ・被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要。		
				教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実【第4 1.(15)】 文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。【文部科学省】	・縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。 ・被害発生後4 8時間以内の早期支援開始体制の確立と、特に2 4時間以内に支援チームによる被害発生から葬儀終了までの危機介入 ・被害直後の遺族は茫然自失状態なので、支援者側が積極的に介入し、必要な支援をその時期に応じて関係機関とも連携しながら適切に提供するべき。		
				相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進【第4 1.(18)】 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】	・縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。		
				医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実【第4 1.(25)】 ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】 イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】	・支援団体と福祉機関、医療機関などとの連携による長期的支援が必要ではないか。 ・支援のための諸制度に関する案内書、申込書を常備し提供する機関として精神保健福祉センター、保健所に加え医療機関、とくに第三次救急医療機関も含めてほしい。		
				更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施【第4 1.(34)】 ア 法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2 年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】 イ 法務省において、上記アの検討の際に、地域社会における関係諸機関・団体等の連携・協力の在り方についても、併せて検討する。【法務省】	・地域社会における犯罪被害者支援の人材確保のため、保護司制度を活用すべきではないか。		
				(基本計画に盛り込まれていない連携枠組みはないが、地方公共団体において新たな取組が展開中である。下記< 2 >を参照)			

	検討のための会の目的 (第4 1.(3)の規定)	論 点	基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針
< 2 >	犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても	検討会として、「関係機関・団体等」の範囲をどこまでとするか。 また、起点となる団体はどういった団体が考えられるか <i>右欄の各連携枠組みの中心となる機関は、被害者等への(比較的)初期的な)対応が多いと思われるところ、これらの機関は窓口機能を同時に有していることが必要となる(当然ながら、全体のネットワーキングの中で窓口が複数あってもよい)、という整理になると考えられる。 なお、それぞれの窓口の具体的な機能までの議論には及ばない(あるいは、全体のネットワーキングの検討がなされた後に検討する)。</i>	基本計画中の規定	上記 ~ に規定された連携・協力の枠組みの範囲(再掲になるため、基本計画中の個別施策の見出しのみ記述)		<u>まずは、これらの各連携枠組みで出てくる機関・団体の範囲で、下記に着目しつつ、ネットワーク作りの検討を行う。</u> <u>連携の全体的な姿被害者対応窓口の機能を持つことが望ましい機関・団体</u> <u>なお、ネットワーク作りにあたって犯罪被害者等から寄せられた意見・要望は、「基本計画中の規定」の左記「」に掲げたとおりであり、これらの要望があることを念頭に置いて検討を進めていく必要がある。</u> <u>さらに、下記「基本計画に盛り込まれていない事項」に掲げられる団体について、本検討会が目指すネットワーキングの中での位置付けを検討していく。</u>
				警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【第4 1.(5)】		
				被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の強化【第4 1.(6)】		
				検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実【第4 1.(12)】		
				検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【第4 1.(13)】		
				日本司法支援センターによる支援【第4 1.(27)ウ】		
				教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実【第4 1.(15)】		
				相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進【第4 1.(18)】		
				医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実【第4 1.(25)】		
				更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施【第4 1.(34)】		
			基本計画中の規定	自助グループの紹介等【第4 1.(30)】 警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていく。【警察庁】	・自助グループに対しても、途切れなく制度改正や行政サービスについての情報提供を行ってほしい。 ・長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置付けもきちんと行ってほしい。	
				どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討【第4 1.(3)】について、基本計画検討会では、考え方が以下のとおり表明されている。 犯罪被害者等について、その被害を受けた犯罪の類型や被害者との関係が個々の状況に応じて異なる中、被害者にとっては、自分が望む機関・団体等を選び、どの機関・団体等からでも、縦横の網の目のような連携(いわば「立体的、網の目状」のネットワーク)を作りながら、それぞれの機関・団体が、たらいまわしにすることなく適切に対応していけるような体制作りが重要である。 一定の政策目的を達成するための既存の取組が存在するところ、こうした取組を中核にしつつ、政策目的をまたがる、省庁横断的なネットワークとして厚みのある連携体制としていくことで、既存の窓口のどこに行っても必要な情報やサービスが得られるとともに、当該窓口では得られない情報についても、他の窓口へ責任をもって適切に導いていくことが可能となる。犯罪被害者等にとっては、たらい回しや重複説明等の負担を回避でき、また、被害回復の諸過程において途切れない支援体制が実現することで様々な労苦が軽減されるものと考ええる。【内閣府】	・被害者等がアクセスしやすい支援や情報の窓口をコミュニティ・ベースで、どのように構築するか。 ・犯罪被害者支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う。 ・被害者支援連絡協議会等の枠を超えた「立体的・網の目状」のネットワークの構築 ・人材データベースの構築と運用をすべき。 ・全国どこでも等しく必要ときに必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上 ・被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。 ・支援ネットワーク全体における民間団体の具体的な位置付けやネットワークの中で求められる役割、警察など他の関係機関との連携の在り方	
			基本計画に盛り込まれていない事項	地方公共団体内の諸機関・団体の連携に関する地方公共団体独自の取組について 地方公共団体が所管する事務は幅広く、個々の所管事務に精通した職員が適切な業務を行うために担当課室が設けられているところであるが、犯罪被害者に対する施策の一体的実施は重要なことであることから、各団体の実情に応じ、窓口となる担当者を決めたり、各部署との連携を図るほか、パンフレットの配布などを行うことが考えられる。【総務省】 <i>なお、窓口の一本化については、本検討会における検討が「どの関係機関・団体を」「起点としても」必要な情報提供や支援が受けられる体制作りを目指していること、また、基本法第3条第2項の理念からも、それぞれの犯罪被害者等が自分の望む場所で必要な支援が受けられるようにすることを施行していることから、ネットワーキングに関する検討が済んだ後に、なお窓口の一本化が必要かどうかを検討する。</i>	・生活費、医療費、住居費に困ったとき、それぞれ担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本化してほしい。 ・国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。 ・被害者がどこに相談に行けばよいか迷わないよう、地方公共団体の被害者の対応窓口を一本化すべき。相談機関の人員も充実すべき。 ・行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。 ・被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要	<u>地方公共団体における窓口設置に関しては、基本計画において、別途、以下の施策が盛り込まれている。</u> <u>○地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等【第4 1.(1)：内閣府】</u> <u>○相談機関等リストの作成による総合的情報提供【第4 1.(2)：内閣府】</u> <u>これらを受け、地方公共団体において窓口整備が始められているところ、当該窓口の整備状況なども見極め、全体のネットワーキングについても検討していく必要がある。</u>
				犯罪被害者等への支援を行う民間の団体を中心とした連携の枠組み作りについて 民間団体のネットワークでの中での具体的な位置付けやネットワークの中で求められる役割、警察など他の関係機関との連携の在り方等については、本検討会で検討されることとなる。【内閣府】 犯罪被害者等の氏名・住所や犯罪被害の概要に関する情報は、被害者等を支援するに当たって必要不可欠なものであるが、被害者等のプライバシーに関わる情報であり、極めて慎重な取扱いを要する。 他方、被害者等が抱える多様なニーズに柔軟かつきめ細かに応えるためには、民間被害者支援団体による支援活動が不可欠であるが、被害を受けた直後の被害者等の多くは、民間被害者支援団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難なため、援助を求めることを躊躇してしまうなどの理由により、十分な初期的支援を受けることができない場合もあると考えられる。そこで、犯罪被害の発生直後から被害者等の援助を適かつ確実に行うことができると認められる民間被害者支援団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定するとともに、早期援助団体が事業を適正に行うために必要な限度において、早期援助団体に対し、被害者等の同意を得て、当該被害者等に関する情報を提供することができる。【警察庁】	・医療関係者、司法関係者、被害者支援の弁護士、専門的な支援をする者たちが、ネットワークをつくり、その中心に、民間支援の一般的な支援をする方が入って、専門的な支援につなげていくのが一番いい形であり、それを応援、推進していただきたい。 ・関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。警察が中心となるのではなく、NPO等の民間が中核となるようその育成を図るべきである。 ・支援団体を信用して犯罪被害者に関する情報をもっと提供してほしい。	<u>民間団体を中心とした連携の枠組み作りの必要性については、今後とも引き続き、警察庁の所管する早期援助団体制度の積極的な適用により一層充実した情報提供が行われるよう支援がなされるところから、その状況などを踏まえ、本検討会における全体の枠組みを検討することとしてはどうか。</u>
				自助グループの役割を前提とした連携枠組みの検討について 自助グループは犯罪被害者等を支援していくにあたって重要な役割を担うものと考えており、その具体的な位置付けを行政府が一方的に行うことは控えるべきと考えるが、本検討会において、自助グループの役割等も念頭に置きながら、全体のネットワークの在り方が議論されるものと考ええる。【内閣府】	・長期的支援活動の中に「自助グループ」の位置付けもきちんと行ってほしい。	
				いのちの電話等との連携について いのちの電話など各種の取組との連携・ネットワーク化や窓口機能の在り方等についても、本検討会において検討されることとなる。【内閣府】	・犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の際は、警察と一定の距離をとりつつ、警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。	連携の枠組みをひととおり検討した上で、さらに、いのちの電話など関連した各種「窓口的対応をする」取組を把握し、ネットワーキングのさらなる充実の可能性の有無について検討することとしてはどうか。
				弁護士会等との連携について 日弁連及び各単位弁護士会は、今後いよいよ犯罪被害者支援のための方策を充実し実行していくところにあります。【山田構成員】 弁護士による被害者支援についての情報についても、犯罪被害者等施策の推進にかかる総合的な情報提供を行っていく中で、適切な形で提供してまいりたい。【内閣府】 各都道府県警察では、法的救済制度や被害者に役立つ関係機関・団体等を記載した「被害者の手引」を作成し、民事上の損害賠償請求制度に関し弁護士会による無料相談等の活動も紹介している。【警察庁】	・単位弁護士会に被害者支援相談窓口を開設し、支援をさらに充実すべきではないか。 ・関係機関から犯罪被害者等に対し、弁護士による被害者支援についての情報提供を徹底すべき。	支援のための連携の枠組み作りにおいて、弁護士(会)の役割は不可欠であると考えられるところ、日本司法支援センターや他の各種協議会等における弁護士(会)の位置付け等を踏まえ、適切な連携がなされるよう検討することとしてはどうか。

検討のための会の目的 (第4 1 . (3)の規定)		論 点	基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針
< 3 >	必要な					
3-1	情報提供、	犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性の向上をいかに図るか	自機関・団体についての情報 「連携」の検討そのものではないため、ここでは基本計画中に記載された施策のみを列挙する。	基本計画中の規定	犯罪被害者等からの相談に応じ、当該犯罪被害者等に必要な情報を窓口等で提供するという意味での「情報提供」については、「支援」の一環であると整理し、ここでは整理せず、3-2の中で整理した。 情報取得の利便性向上のうち、インターネットによる情報提供やポータルサイトの構築などの施策が基本計画に盛り込まれているが、これらは、支援のための連携作りそのものではなく、構築された連携枠組み全体の中での支援を更に促進する媒体として整理し、ここでは整理しなかった。 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等【第4 1 . (1)ア】 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。〔内閣府〕 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知【第4 1 . (22)】 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。〔警察庁・法務省〕 刑事の手続等に関する情報提供の充実【第4 1 . (23)】 ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。〔警察庁・法務省〕 イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。〔法務省〕 民事の手続に関する情報提供の充実【第4 1 . (24)】 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。〔法務省〕 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大【第4 1 . (26)】 ア 警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。〔警察庁〕 イ 法務省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。〔法務省〕 ウ 厚生労働省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。〔厚生労働省〕 日本司法支援センターによる支援【第4 1 . (27)エ】 日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。〔法務省〕	これらの施策については、その整備の状況が連携の枠組みに関する検討に影響を与えられことから、本検討会における検討事項とはしないが、適宜状況をレビューすることとしてはどうか。
(基本計画に盛り込まれていない事項は、連携の枠組みとは別に議論するものとなる。)						
		他機関・団体の情報の提供	基本計画中の規定	犯罪被害者等からの相談に応じ、当該犯罪被害者等に必要な情報を窓口等で提供するという意味での「情報提供」については、「支援」の一環であると整理し、ここでは整理しなかった。 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等【第4 1 . (1)イ】 内閣府において、関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、犯罪被害者等施策主管課室長会議において配布するなどの情報提供を行う。〔内閣府〕 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【第4 1 . (5)】 警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。〔警察庁〕 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【第4 1 . (13)】 法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等の一層分かりやすい提供や、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、必要な情報が提供できるよう努めていく。〔法務省〕 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実【第4 1 . (15)】 文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。〔文部科学省〕 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実【第4 1 . (25)】 ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。〔厚生労働省〕 イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。〔厚生労働省〕 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進【第4 1 . (18)】 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。〔文部科学省〕 「被害者の手引」の内容の充実等【第4 1 . (20)】 ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。〔警察庁〕 イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布されるよう努めていく。〔警察庁〕 「被害者連絡制度」等の改善【第4 1 . (21)】 警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。〔警察庁〕 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知【第4 1 . (22)】 損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。〔警察庁・法務省〕	・被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等） ・被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要。 ・被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等） ・被害者支援にかかわる情報をわかりやすく提示したパンフレット類をそれぞれの省庁、裁判所、日弁連等で作成し、被害者支援にかかわる情報の1セットを作成し、日本の公式「支援情報」として、さらに各都道府県における地域の情報とあわせ、警察、検察庁(日本司法支援センター含む)、裁判所、弁護士会、地方公共団体相談窓口、民間支援団体など、犯罪被害者との関係が生じる複数の場所で、配布できるようにする（情報には厚生省、国交省、文科省のものも含む）。 ・長期間にわたる苦悩に対応するために、身近なところで安心して電話相談・面接相談を受けることができる体制づくりが必要 ・電話相談や面接相談等による長期的支援体制の確立 ・被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。 ・性暴力被害者がアクセスしやすいところに被害者にわかりやすいハンドブックを置くなどの広報活動を充実させてほしい。 ・被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。 ・被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。 ・冊子「警察による犯罪被害者支援」(警察庁)及び冊子「被害者の方々へ」(検察庁)の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化	既存施策が存在すること、また、取組の更なる充実が基本計画に記載されていることから、これらの取組の状況を見つつ、何らかの取組がさらに必要と判断された場合に、検討会において検討することとしてはどうか。

検討のための会の目的 (第4-1-(3)の規定)		論点		基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針
					日本司法支援センターによる支援【第4-1-(27)ア】 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。[法務省]	・被害直後すぐに相談に乗ってもらえる組織(弁護士、被害者の会等)を紹介してもらえる情報が必要。警察がそのような情報を提供してほしい。	
				基本計画に盛り込まれていない事項	全体の手引書について 「犯罪被害に遭ったときの心構え」の趣旨が定かではないが、犯罪被害者等にとって必要となる手続や支援の概要、関係する諸機関・団体の連絡先等を記載したものについては、警察において「被害者の手引」が作成・配布されているところ。 一方、犯罪等の被害に遭うことを想定して、被害直後の混乱等に対処できるようにする等といった観点から一般国民向けに配布される文書を指すのであれば、内閣府としても、手引書としての配布は今後検討するとして、まずは、今後行う各種の研究調査の結果を用いた効果的な啓発資料を作成する中で、当該要望の趣旨についても盛り込んでいくよう留意してまいりたい。【内閣府】	・犯罪被害に遭ったときの心構え等を列挙した行政作成の手引書の配布が必要。	情報を総合的に提供する資料は、犯罪被害者等にも、犯罪被害者等への支援に携わる者にも有用であると考えられるが、既存の取組のほか、本検討会における検討結果を、わかりやすい形で関係機関・団体や犯罪被害者等に提供していくなどの手法も考えられることから、こうした要望があることを念頭に報告をまとめることとしてはどうか。
					公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供における連携について 右欄にある意見が国土交通省より提出され、本検討会において検討されることとなっている。	・情報の一元的提供については、内閣府が主導して構築を図ろうとしている地域の支援機関の整備等と一体的に検討する必要がある、その情報のひとつとして、犯罪被害者等に対する公共賃貸住宅への入居に関する情報提供(公営住宅への優先入居、公共賃貸住宅インフォメーションに関する情報提供)についても、当該機関を通じて提供されることが適当と考える。	公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供については、当該事業を所管する地方公共団体のほか、他の関係機関・団体でも提供されるよう、関連の府省庁、関係機関・団体が連携していくことを確認することとしてはどうか。

検討のための会の目的 (第4 1 . (3)の規定)		論 点	基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針	
3-2	支援等を、	各機関・団体における支援活動のどの 場面、犯罪被害者が必要以上の 労苦を感じるか、それらをどのよう に克服していくか	犯罪被害者等が二次的被害を受けない対応、各機関・団体における十分な支援活動		民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討【第4 3 . (3)】 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する仕組みの在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】	・ どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制に必要な民間の人材の養成 ・ 民間団体で活躍するボランティアを養成するための統一的なカリキュラムと資格を確立してほしい。 ・ ボランティア研修に関しては、もっと体系づけた、専門的な内容にして、どこの都道府県においても同じレベルの被害者支援が受けられるようにしてほしい。 ・ 公的機関で支援員の人材育成をしてほしい。 ・ ボランティアではなく国から認められた存在として支援に関わってもらうようにしたほうが長期的支援が可能。 ・ 民間団体でボランティア活動をする方に対する身分の保証をしてほしい。	<u>要検討項目であり、関連する要望を踏まえれば、本検討会においては、特に検討される連携枠組みの中での民間団体の在り方を踏まえ、次の事項を重点的に議論すべき。</u> <u>カリキュラムに盛り込む内容や全国統一基準を確保する方策（資格、認定制度）費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する仕組みとして導入すべき事項、その対象範囲等</u>
				下記 ～ の施策は、「支援のための連携」と直接関係しない要望に基づき盛り込まれた施策（施策のみ紹介し、要望は掲載しない。）		これらの施策については、その整備の状況が連携の枠組みに関する検討に影響を与えると同時に、本欄の の検討の進捗もあいまって展開されるものであると考えられることから、本検討会における検討事項とはしないが、適宜状況をレビューすることとしてはどうか。 なお、ここで分類したものの中には、犯罪被害者等から相談を受けた後に当該犯罪被害者等に必要な情報を提供するという意味での「情報提供」も含まれている。 これについては前述のとおり、「支援の一環」として整理し、ここに掲載した。	
			基本計画中の規定	警察における相談体制の充実【第4 1 . (7)】 警察において、全国统一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。【警察庁】			
				交通事故相談活動の促進【第4 1 . (9)】 内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。【内閣府】			
				警察における被害少年が相談しやすい環境の整備【第4 1 . (10)】 警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図っていく。【警察庁】			
				ストーカー事案への適切な対応【第4 1 . (11)】 警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。【警察庁】			
				「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実【第4 1 . (14)】 法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実を図っていく。【法務省】			
				各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨【第4 1 . (19)】 警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨していく。【警察庁】			
				犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進【第4 1 . (35)】 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター(適応指導教室)が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】			
				個別労働紛争解決制度の活用等【第1 4 . (2)】 ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努めていく【厚生労働省】 イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知を徹底させるとともに、その積極的な活用を図っていく。【厚生労働省】			
				下記 ～ の施策は、主に研修等による窓口対応者の連携能力の向上につながる施策（施策のみ紹介し、要望は掲載しない。）			
				警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実【第4 2 . (9)】 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていく。【警察庁】			
犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得【第4 2 . (10)】 警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めていく。【警察庁】							
法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等【第4 2 . (11)】 ア 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。【法務省】 イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。【法務省】							
日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供【第4 2 . (12)】 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供していく。【法務省】							
学校における相談対応能力の向上等【第4 2 . (13)】 文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。【文部科学省】							
臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施【第4、2 . (14)】 文部科学省において、犯罪等による被害への精神的支援の重要性を踏まえ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱している「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施する。【文部科学省】							
虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実【第4 2 . (15)】 厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていく。【厚生労働省】							
民間の団体の研修に対する支援【第4 2 . (16)】 警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めていく。【警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】							
上記のほか、第19条関係の施策として、以下が盛り込まれている。（施策のみ紹介し、要望は掲載しない。）							
18職員等に対する研修の充実等【第2 3 . (1)】 ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】 ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】 オ 法務省において、副検事に対する研修の中で今後とも、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】 カ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】 キ 厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。【厚生労働省】 ク 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施していく。【厚生労働省】 ケ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚生労働省】							

検討のための会の目的 (第4-1-(3)の規定)		論	点	基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針
					19女性警察官等の配置【第2-3-(2)】 警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。〔警察庁〕 20ビデオリンク等の措置の適正な運用【第2-3-(3)】 法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。〔法務省〕 21民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入【第2-3-(4)】 法務省において、民事訴訟においても、速い措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法(平成8年法律第109号)上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。〔法務省〕 22警察における犯罪被害者等のための施設の改善【第2-3-(5)】 警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。〔警察庁〕 23検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置【第2-3-(6)】 法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。〔法務省〕		
				基本計画に盛り込まれていない事項	児童虐待問題、非行・暴力等の思春期問題への対応について 第一線の専門的援助者の養成等を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター(子どもの虹情報研修センター)」が平成14年に設立され、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行い、これら職員の資質の向上が図られている。 国及び地方公共団体は、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために、婦人相談所、福祉事務所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間団体等の職員及び婦人相談員、母子自立支援員等を対象とした関係機関職員の専門研修を実施している。【厚生労働省】 支援センターで受けた二次的被害の検証・把握 支援センターで受けた二次的被害については、当該センターを所管する各地方公共団体の犯罪被害者等施策担当部局や広報・広聴担当部局にお寄せいただくことが、最も早い解決の道であると考えられ、当該窓口の整備は重要であると考え、支援センター等における二次的被害についての把握は、内閣府としても、犯罪被害者団体等からの意見聴取や、今後行うこととしている研究調査等を通じて行うとともに、必要な啓発等を行ってまいりたい。【内閣府】	・被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。 ・子どもの援助に精通している者の養成が必要 ・相談窓口の担当員に対する研修について、1日1、2時間の話を聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして、自分が口に出してやってみて、「違う、被害者だったらどういうふうに思うと思うか」というきめ細かい研修が必要である。	既存施策が存在することから、当該取組の状況を見つつ、何らかの取組がさらに必要と判断された場合に、検討会において検討することとしてはどうか。
		他機関・団体との連携を更に促進する仕組み(制度、運用改善の如何を問わない)の導入			犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討【第4-1-(4)】 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】 警察における相談体制の充実【第4-1-(7)】 警察において、全国統一の相談専用電話「9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。〔警察庁〕 「指定被害者支援要員制度」の活用【第4-1-(8)】 警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要なとなる知識等についての研修、教育等の充実に努める。〔警察庁〕 学校内における連携及び相談体制の充実【第4-1-(16)】 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配、スクールカウンセラーの配置をするなど学校内の相談体制の充実を図っていく。〔文部科学省〕 日本司法支援センターによる支援【第4-1-(27)オ】 日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)、地方公共団体(捜査機関を含む。)、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。〔法務省〕	・被害現場で適切な助言・指導をしてくれる人、冷静に事務処理をしてくれる人、正確な情報を伝えてくれる人がチームを組んで支援することが是非とも必要。 ・被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援者とをつなぐコーディネーターが必要。 ・事件直後から、生活支援、法律的、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要。 ・サポートスタッフには、本人以外の家族の方への支援や、関係機関、その後の相談機関との連携・紹介などとしてほしい。 ・被害現場で適切な助言・指導をしてくれる人、冷静に事務処理をしてくれる人、正確な情報を伝えてくれる人がチームを組んで支援することが是非とも必要。 ・被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援者とをつなぐコーディネーターが必要。 ・事件直後から、生活支援、法律的、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要。 ・サポートスタッフには、本人以外の家族の方への支援や、関係機関、その後の相談機関との連携・紹介などとしてほしい。	<u>要検討項目であり、要望を踏まえれば、本検討会において重点的に議論することが必要である。</u> <u>コーディネーターの役割を有する者の各機関等への配置の是非</u> <u>専門的チームの育成の在り方</u> <u>各機関・団体で支援に携わる者が、支援すべき犯罪被害者等を適切に次の機関に「橋渡し」することのできるような育成の在り方</u> <u>コーディネーターの制度化(資格制度等)の是非とその育成・配置の在り方等</u>

検討のための会の目的 (第4-1-(3)の規定)		論 点		基本計画検討会における議論の結果		関連する要望	論点に対する検討方針	
					相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進【第4-1-(18)】 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。〔文部科学省〕 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進【第4-1-(36)】 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。〔文部科学省〕	・長期間にわたる苦悩に対応するために、身近なところで安心して電話相談・面接相談を受けることができる体制づくりが必要	既存施策が存在すること、また、取組の更なる充実が基本計画に記載されていることから、これらの取組の状況を見つつ、何らかの取組がさらに必要と判断された場合に、検討会において検討することとしてはどうか。	
					警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実【第4-2-(9)】 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技術を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていく。〔警察庁〕 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等【第4-2-(11)】 ア 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。〔法務省〕 イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確保するための教育・研修等の充実を図る。〔法務省〕	・電話相談や面接相談等による長期的支援体制の確立 ・支援者のトレーニングを充実してほしい。 ・支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う。 ・相談窓口の担当員に対する研修について、1回1、2時間の話を聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして、自分が口に出してやってみて「違う、被害者だったらどういうふうに思うと思うか」という、きめ細かい研修が必要である。 ・子どもの援助に精通している者の養成が必要。		
					学校における相談対応能力の向上等【第4-2-(13)】 文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。〔文部科学省〕	・虐待にあっている子どもにとって、家庭は頼りにならず、学校しか受け皿はない。安心して相談できる人が学校の中にほしい。 ・子どもへの性暴力被害の支援を考える上で、学校生活を支えるという点はなくてはならない。逸脱行動と見なされたり、引きこもり、不登校とラベル付ける前に、そうした症状の背景に性暴力があるのではないかと考えていくことが必要。学校教諭が的確に対応し、他機関と連携を図りながら支援に当たること。 ・子どもの性被害に関しては、一つの機関・団体だけでなく、必要に応じ、学校、児童相談所、地域等が連携することで、より立体的な支援をすることができる。ただし、各家族のプライバシーを尊重すること。		
					チャイルド・ライフ・スペシャリストの配置 「チャイルド・ライフ・スペシャリスト」の意味するところが不明ではあるが、児童養護施設等の入所施設では、児童指導員等を中心に、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として生活指導を行うとともに、児童の家庭の状況に応じて、その課程環境の調整を行っているところ。【厚生労働省】	・チャイルド・ライフ・スペシャリストをもっと多く要請する必要がある。このような人材を、総合病院だけでなく児童福祉施設でも雇わなければならないシステムを作れないか。		要望に関連する既存施策が存在することから、これらの取組の状況を見つつ、何らかの取組がさらに必要と判断された場合に、検討会において検討することとしてはどうか。
					地方公共団体における犯罪被害者支援の担い手育成について 犯罪被害者支援の担い手育成については、国の各分野における施策を踏まえた上で各地方公共団体が地域の状況等を基に必要性を自主的に判断するものと考ええる。なお、一般の市町村において専門的な知識を有する人材を確保することは非常に難しいものと考ええる。【総務省】	・犯罪被害者支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う。		地方公共団体においては、本検討会の議論等も参考にしながら、適切な取組が自主的になされることと考えられるため、地方公共団体の状況等なども念頭において、本検討会の議論を進めていくこととしてはどうか。
					いわゆる「被害者カード」について 同じことをあちこちで説明しなくても済むということとは、犯罪被害者等にとって大変重要な点だと認識しているので、この点を含めて、犯罪被害者等のためのしっかりとした支援ができるようなネットワークを本検討会において検討する。【内閣府】	・その都度、自らの被害について説明しなければならないのはつらい作業である。犯罪被害者証明書を作成してほしい。 ・支援窓口の一本化と犯罪被害者カードの発行をセットにして、簡易迅速で総合的支援を受けられる制度を創設すべきである。		<u>支援に必要な情報を、どのように、犯罪被害者等の労苦を軽減しながら引き継ぐかを検討する必要がある、当該検討の中で、必要に応じ、機関・団体間で統一のフォーマットによる「カード」についても検討することとしてはどうか。</u>
					スクールソーシャルワーカーについて 犯罪被害者など様々な支援を必要としている児童生徒への対応にあたっては、教員やスクールカウンセラー、養護教諭をはじめ学校全体が一体となって対応するとともに、児童生徒の状況に応じて保護者や児童相談所などの関係機関、地域の人材との連携を図ることが重要と考えている。【文部科学省】	・カウンセラーによる二次被害やカウンセラーへの転移が問題となっている。スクールカウンセラー等よりは中間者としての立場がより鮮明である「スクールソーシャルワーカー」や「ヒューマンソーシャルワーカー」に関するプログラムの導入を教育の場で検討してほしい。		既存施策が存在し、スクールカウンセラーの資質確保・向上、教育相談体制の充実が図られていることから、本検討会において、スクールカウンセラーや協議会などを踏まえた連携枠組み作りに加え、さらに別の制度等の必要性について検討することとしてはどうか。
					メディカルソーシャルワーカーについて 「モデル・コア・カリキュラム」において、患者中心の医療を実践することのできる医師の養成のための達成目標を掲げ、各大学において、これを踏まえ、その自主的な判断に基づいて、それぞれの創意工夫を活かしつつ多様な授業科目を展開している。【文部科学省】	・医療関係者（医師、看護師、MSW、PSW）の卒前教育に被害者支援、被害者心理の項目を加える。		既存施策が存在することから、本検討会において、メディカルソーシャルワーカーの取組を踏まえた連携枠組みを検討することとしてはどうか。
					アドヴォケートについて 要望に係るアドヴォケート制度が、現在犯罪被害者支援団体で行われている、被害者と一緒に、あるいは被害者に代わって事情を説明することや、事務手続きの手伝いをする者（アドヴォケート）による支援を意味するのであれば、平成18年秋に業務を開始する日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援団体と連携し、アドヴォケートによる支援に関する情報を提供できるようになる予定である。【法務省】	・未成年の「家庭内被害者」のためのアドヴォケート制度を導入してほしい。		本検討会で行う民間の団体で支援を行う者の養成・研修の在り方に関する検討の中で、アドヴォケート的な支援も視野に入れた検討をすることとしてはどうか。 なお、アドヴォケートの支援団体への配置等の問題については、必要があれば、検討のための会で検討するものとする。

	検討のための会の目的 (第41.(3)の規定)	論点	基本計画検討会における議論の結果			関連する要望	論点に対する検討方針
< 4 >	途切れることなく受けることのできる体制作りが行われるようにする	どのような場面で「途切れる」のか、その「途切れ」をどのようになくしていくのか	機関間 検討内容は上記「他機関・団体との連携を更に促進する仕組みの導入」に同じ。 機関内（部署間、担当者間（引継ぎ等を含む）） 検討内容は上記「犯罪被害者等が二次的被害を受けない対応、各機関・団体における十分な支援活動」に同じ。 その他（基本計画検討会で出てきた議論）				全てに対応できる組織を検討する前に、まずは既存の関係機関・団体が連携して犯罪被害者等にとって労苦のより少ない形での支援体制を作ることが望ましいとして本検討会が立ち上がったっており、 <u>まずは、連携の枠組みを検討することとし、その検討の中で、連携を図るのみではどうしても対応できない事項が生じ、その解決には途切れのない支援を実現するに当たって要望にあるような機関が必要不可欠との結論になれば、そうした機関の設置についてもさらに検討することとなる。</u> なお、民間団体で支援活動を行う者に対する研修についての検討を通じて、支援の水準の底上げが期待されるところでもある。 なお、これらの検討については、検討会（民間団体への援助に関する検討会）における議論を踏まえることが不可欠であることから、場合によっては、検討会において議論する事項としたほうが望ましいとも考えられる。
			基本計画に盛り込まれていない事項		全国標準の支援を提供する新たな団体や制度の必要性について 全国どここの地域でも標準的な支援を継続的に受けられるようにする体制の構築という観点からの要望と考えられるが、既存の関係機関・団体等のほか、どのような機能、どのような法人格を持つ団体が必要かということについても、本検討会において検討されるものと理解している。【内閣府】 本検討会や検討会において、早期援助団体が有するものとは別の便宜等を一定の民間団体に付与するための認定制度の必要性についても、あわせて議論されることとなる。【内閣府】	・各省庁からの助成が受けられやすい独立行政法人としての組織を作り、全国どここの地域においても標準的な支援が継続的に受けられる組織が必要。 ・早期援助団体の支援対象は財主が限定されており、漏れてくる被害者が出てくる。もっと幅広い被害者への支援を行う団体を認定するための基準を設けてほしい。	今後とも、警察庁において左記のような体制整備がなされるものと考えられることから、当該体制整備の状況を見極めつつ、また、本検討会における検討によって構築される連携体制においてさらに越境しての支援が求められる場面（例えば地方公共団体が設立した機関等において、当該地方公共団体に在住しない者に対する支援を行うか等）やその必要性等について検討していくこととしてはどうか。
					ワンストップサービス（相談の一元的な受付・対応場所）化について 相談を持ち込めば必要な情報を入手できるのみならず必要な全ての支援を受けられるようなコーディネートをする特定の専門機関を設けるよりはむしろ、既存の窓口のどこに行っても必要な情報やサービスが得られるとともに、当該窓口では得られない支援や活動に関する情報についても、当該支援等を受けることができる他の窓口へ責任を持って適切に導いていく連携体制を築いていく。【内閣府】 各機関が有する支援制度に関する相談、対応については、当該制度を有する機関が責任をもって対応することが基本であると考えるが、少なくとも、それぞれの機関が、他の機関においてどのような被害者支援制度を有しているかを把握し、適時適切に被害者に教示できるようにする必要があると認識している。【警察庁】	・犯罪被害を受けたときにすべてに対応できる組織が必要。被害者専用の窓口が必要。 ・聞けば答えるという姿勢ではなく、被害者が被害を受けたときに自動的に行政側から説明がなされる被害者にとって真の支援システムの確立を望む。	
					犯罪被害者支援に関し、研究・教育・研修を行う公立の施設 警察においては、科学警察研究所、警察政策研究センター等において、犯罪被害者支援を含めた警察行政に関する研究、調査を行っている。 また、警察大学校、管区警察学校及び各都道府県警察学校において、職員の採用時及び昇任時における被害者支援に関する研修や、被害者支援業務に従事する者やカウンセラー等に対する研修等を実施している。【警察庁】	・犯罪被害者支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」を設立してほしい。 ・犯罪被害者支援に関し、研究・教育・研修を行う公立の施設が必要ではないか。	
					越境しての支援について 警察では、被害者等からの相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談窓口を設置するとともに、電話による相談についても全国統一の相談専用電話「＃9110」を設置しているほか、被害者のニーズに応じて、被害者の心の悩み、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けているところであるが、これらの相談は、相談者の住所地、在勤地以外の相談窓口でも受け付けており、相談者が匿名であっても相談に応じている。 また、警察では、被害者支援に関係する機関、団体等が相互に連携を図るための「被害者支援連絡協議会」を全都道府県及び警察署の管轄区域等を単位として設立しているところであるが、警察に寄せられた相談についても、その内容や被害者等の要望に応じて、これらのネットワークに参画する他の機関や団体等を教示したり、連絡を取っているほか、被害者等の要望及びその内容によっては、他警察署や対府県警察管内のネットワークを活用することも配慮している。【警察庁】	・匿名で安心して相談できる機関・団体の充実や、被害者は在住・在勤している地域の機関で支援を受けることを避ける傾向があるため、被害者と隣接地域の支援機関をつなぐ等、早期に被害者が相談しやすい体制整備が求められる。	
					24時間体制での支援について 警察では、殺人や傷害、性犯罪といった身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等が発生した場合は、指定被害者支援要員が事件発生直後から臨場し、警察による被害者の事情聴取等捜査活動における付き添い、病院、自宅への送迎、更には刑事手続の流れや受けることのできる支援の内容の説明等可能な限りの支援を行うとともに、携帯電話やメール等により、いつでも被害者からの様々な相談や要望に対応できる体制をとっている。 また、これらの相談内容に応じて、部内外のカウンセリングの手配、医療機関、民間被害者支援団体等の紹介、引継ぎ等可能な限りの被害者等の要望に沿うような支援に努めている。【警察庁】	・支援センターが県内全部の要望をカバーできるわけでもない。一人になったときの恐怖感等の過覚醒の症状のある被害者や周囲の人の負担を軽減させるため、24時間体制で付き添える機関が求められる。 ・窓口は24時間体制とし、時間外は担当警察署に繋がるようなシステムの整備を望む。 ・犯罪被害者のニーズに適切に応えるには、できれば、24時間、365日対応可能な窓口を置くことが望まれる。	今後とも、警察庁提示の制度が適切・積極的に運用されることとなると考えられることから、当該制度の運用の状況を見極めつつ、また、構築される連携体制においてさらに24時間体制での支援に関する新たな枠組みが必要かどうか、検討することとしてはどうか。